

龍ヶ崎市立城ノ内中学校いじめ防止基本方針

龍ヶ崎市立城ノ内中学校

1 学校経営方針に基づいたいじめ防止基本方針

- (1) 道徳的判断力を高め、自律的な生活を営む力を育てる。
- (2) 互いの人権を尊重し合う人権意識の高揚を図る。
- (3) 道徳の時間を要に、全教育活動で道徳教育を意識した指導及び自己表現力を高める言語活動の充実に努める。

2 認め合う信頼関係づくりができる教師

生徒は人格ある存在である。生徒の人格を大切にして、謙虚な思いで接する教師を生徒は理解する。教師が本気で生徒を思う気持ちを生徒は理解する。

- 教師は、生徒に信頼される人格を形成すること。
- 教師は、生徒に信頼されるようなかかわりをする。
- 教師は、生徒に信頼されるような授業をすること。

3 授業づくりを核とした人間形成の推進

生徒が学校生活の大半を占める「授業」こそ、生徒の人間形成及び中学校における課題を解決するためのとても大切な時間である。

- (1) 授業の場で生徒の居場所をつくる。
- (2) わかる授業を行い、生徒の主体的な態度を養う。
- (3) 共に学び合うことの意義と大切さを実感させる。
- (4) 言語活動を充実させ、言語力を高める。
- (5) 学ぶことの意義を理解させ、家庭での学習習慣を確立させる。

これらの5つを実現することによって、生徒の学校生活の不安を解消し、目標の設定、学力の向上、生活の安定、進路の確保につなげていく。

4 教育活動全般を通じた人間関係づくりの推進

(1) 学級経営・学年経営

生徒の生活母体は、学級である。学級が居場所としてよりどころとなっているかが、満ち足りた中学校生活となるか、不信感・不安を蓄積した生活となるか分岐点となる。

- ①本気で向き合うことができる時間の確保
 - ・目立つ子よりも目立たない子・おとなしい子への配慮
 - ・生徒との会話から、安心感・安定感をもたせ自信を形成
- ②柔らかな学級担任のまなざし（受容の気持ちをもつ）
 - ・ダメな部分を探す目ではなく、温かい目
 - ・見張る目ではなく認める目
 - ・叱る目ではなく褒める目
 - ・上から視線ではなく、生徒と一緒に視線

③話題豊富な教師

- ・様々な場面をとらえ、学級担任の思い（話）は、期待感、希望など前向きな話

④朝の会・帰りの会の有効活用

- ・ただの連絡の場ではなく、「心を耕す時間」＝感性を磨く、心を磨く時間

⑤生徒と生徒、生徒と教師の心のつながりをつくる環境づくり

- ・人的環境＝教師のかかわり、生徒相互のかかわり、コミュニケーション
- ・物的環境＝教室の整理整頓、潤いのある（花、生き物）環境、工夫した掲示物
- ・心的環境＝活動への意欲づけ、自律心、自己有用感・存在感・自尊感情の育成

(2) 日常生活の中での指導の場面

教師の本気は、必ず通じる。生徒とつき合い続けること、見続けることが大切である。

①本気で、その子のことを考えた「心に訴えかける」指導

- ア 怒鳴らない、ののしらない、侮辱しない
- イ 行動・行為の問題を理解させる、納得させる
- ウ 心の変化が見られるまで最後まで付き合う
- エ 行動・行為の背景を探る配慮
- オ 指導は、根気と組織的な対応
- カ 保護者への丁寧な説明と協力の依頼

②生徒に届ける、伝える言葉の工夫＝教師の言語力の向上

- ・個に応じた話し方、話す内容、言葉かけの工夫

※「生命、人権にかかわること」「学習する権利の放棄」「学習する権利の妨害」「他の財産を脅かすこと」については、毅然とした厳しい指導が必要。

(3) 学校行事

体育祭、文化祭、卒業式、修学旅行などの学校行事には、計画、準備段階から生徒を伸ばしたり、励ましたり、賞めたりする機会がたくさんある。教師の働きかけにより生徒個人・集団が満足感や充実感を味わえると生徒同士や教師への感謝の気持ちをもつことができる。

〈行事を推進するに当たっての指導意識〉

「どの子を」「どんなことを」「どんな場面で」「何を伸ばすか、育てるか」

「この行事で集団・個人として、どんな力を身に付けたいか」「他者理解をする場の設定」など

＝教育的な構想・ビジョンの設定

(4) 生徒会活動（自治活動）

学級の係活動、当番活動（日直、給食、清掃など）、学年生徒会活動、生徒会活動など学級生活、学校全体、友達に貢献できる活動では、生徒の行動・行為の事実を賞める場面が多くある。生徒が動く場面で認める場面が生まれる。

〈自尊感情の育成と信頼関係の構築〉

- ・教師が仕組んだり支援したりしてできたことは、生徒のがんばりとして賞賛
- ・生徒は、自分を認めてくれた仲間、教師は好きになり、信頼関係の構築

〈工夫した、意図的な場の設定〉

- ・生徒が自ら（自分たちから）進んで取り組めるような計画の作成＝自治活動の場

(5) 部活動

部活動は、中学校生活の中で生徒がとても楽しみにしている活動である。それだけに、生徒の成長を促す機会となり、教師の果たす役割は大きく生徒と生徒、生徒と教師との関係はとても大切である。

- ・部活動経営が教師の独善的運営にならないようにすること
- ・目的が明確で、活動に思いつきではなく計画性があり、生徒がそれを理解し、「頑張るぞ！やるぞ！」という気持ちをもたせられること
- ・勝利至上主義にならず、部活動をとおして育てたい力が明確になっていること
- ・部員共通の目的に向かって活動できる集団づくりをすること
- ・生徒への言葉かけで生徒の動きや気持ちが変化していくこと＝コーチングの工夫

(6) 生活全般で認め合う場

生徒は意図的あるいは何気なくよいことをしていることがある。あるいは役割を担うために活動していることもある。教師は生徒に対して褒める言葉、認める言葉を積極的に表現していく。教師同士で生徒のよい話題を共有し、生徒に伝えていく。生徒同士にもお互いのよさを発見できる心を育む。

- ・「生徒を見る」→「行為・行動を認める」→「表現する」

5 生徒がつくりあげた「めざす生徒像」の意識化

生徒会を中心につくりあげた「めざす生徒像」を意識化するために、後期末に1、2学年全員による「全校フォーラム」を実施し、よりよい学校づくりが生徒の手によってできるよう教師が支援をしていく。

- 〈龍ヶ崎市立城ノ内中学校 めざす生徒像〉令和6年5月 改定
- 「知」＝時間を大切にし、自分たちで考え互いを認め授業を作り上げる生徒
 - 「徳」＝誰にでも明るく挨拶し、自分にあった服装と自分のためになる自問清掃ができる生徒
 - 「体」＝運動を楽しみ心身ともに成長させる生徒
 - 「伝統」＝常に感謝を忘れず代々受け継いできた伝統と想いを作り上げる生徒

6 いじめ防止のための取組

(1) 未然防止に関する措置

- ①いじめ防止対策委員会を設置し、定期的な会議を実施し、生徒に関する情報交換、情報共有→いじめ防止対策委員会定例会（週1）、全体会（月1）、臨時会（随時）
- ②学校生活アンケート等のアンケートを活用した生徒の実態把握及び結果分析、個別面談の実施
- ③養護教諭、スクールカウンセラー、さわやか相談員を含めた教育相談体制・支援体制の充実
- ④教育活動全般において、上記「4 教育活動全般を通じた人間関係づくりの推進」に係る内容の具現化
- ⑤「民生委員・児童委員との懇談会」「ハートフル屋代の丘協議会」「学校評議員会」等を活用した保護者や地域と連携による情報交換及び取組への理解
- ⑥SNS相談アプリ「STANDBY」を活用した、「いつでも、どこでも、だれにでも相談できる」体制づくり、「脱いじめ傍観者」に関する授業の実施

⑦生徒のコミュニケーションスキルの向上を図る発達支持的生徒指導の取組の実践

(2) いじめ発生時の対応

月例アンケートや措置アンケートでの情報や、生徒の訴えや保護者等からの情報提供があった場合、速やかにいじめ防止対策委員会臨時会を開催し、次の内容について確認し複数の職員で対応に当たる。

- ① いじめ防止対策委員会を開催し、指導内容、指導過程等について協議及び全職員への事実の周知
 - ② 事実確認の徹底
 - (ア) いじめを受けた生徒からの聞き取り
 - (イ) いじめを受けた生徒からの聞き取りに基づいた事実確認
 - (ウ) いじめを行った該当生徒への聞き取り
 - ③ 事実確認後の報告
 - (ア) いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒からの聞き取った内容についての確認及び保護者への報告内容、指導内容について協議
 - (イ) いじめを受けた生徒の保護者への事実確認の報告及び今後の支援体制の連絡
 - (ウ) いじめを行った生徒の保護者への事実確認の報告及び今後の指導内容の連絡
 - ④ 今後の指導内容
 - (ア) いじめを受けた生徒への支援内容、支援体制の確認
 - (イ) いじめを受けた生徒の保護者への上記「6 (2) (ア)」の説明と今後の協力依頼
 - (ウ) いじめを行った生徒への指導内容、指導体制の確認
 - (エ) いじめを行った生徒の保護者への上記「6 (2) (ウ)」の説明と今後の協力依頼
 - ⑤ いじめ発生に係る分析と今後のいじめ防止に対する対応
 - (ア) いじめが発生した原因の究明及び全職員での確認
 - (イ) 今後のいじめ防止に係る取組内容、指導内容・体制の検討
 - (ウ) 改めて「いじめは絶対にしてはいけないこと」を全生徒、全職員への周知
- ⑥ 龍ヶ崎市教育委員会（以下、市教委）への報告
上記①から⑤について、適時に報告をする。

(3) いじめ発生における重大事態発生時の対応

- ① 重大事態とは
 - ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合→相当の期間：30日を目安とする
※生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして調査に当たる。
- ② 重大事態発生時の対応
 - ア 原則、上記「6 (2)」のとおり対応
※上記「6 (2) ②」に学校全体で生徒及び保護者対象に「アンケート調査」を実施する場合有。
 - イ 市教委への報告及び指導についての協力依頼
 - ウ 市教委からの指導に基づいた対応
 - (ア) いじめの事実確認に係る調査方法
 - (イ) 校内の指導体制の確認
 - (ウ) 当該保護者への説明内容の確認
 - (エ) マスコミ、PTA、地域の対応方法
 - (オ) 関係機関（警察署、児童相談所等）への連絡
- ③ その他
 - ・スクールカウンセラー、さわやか相談員等を活用した当該生徒以外の生徒への心のケア体制の整備